

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

| | |
|-----------|-------------------------|
| 郵便番号 | 399-[REDACTED] |
| (ふりがな) | (ながのけん こまがねし)[REDACTED] |
| 住所 | 長野県 駒ヶ根市 [REDACTED] |
| (ふりがな) | [REDACTED] |
| 氏名 | [REDACTED] |
| 電話番号 | [REDACTED] |
| 電子メールアドレス | [REDACTED] |

注 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙の
とおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

電波利用料の国、地方公共団体の扱いについて

下記により電波利用料の特例措置を継続していただくよう意見を提出します。

記

消防の任務については、火災、その他の災害から国民の生命、身体、財産を守るものであり、消防が使用する無線は、人名の救出、被害の防除及び軽減のために一刻を争う非常通信手段であるとともに、あらゆる災害に使用可能な国民全体の安全のためのもので、特定の事業所、個人の便益を得るものではない。電波利用料を徴収された場合、財政難の消防機関では負担が大きく、公平であるべき国民の安全対策について地域差の生じる恐れがある。

さらに、近年、災害が大規模、複雑化するなかで、全国の消防機関が広域的に協力する事は、人名、被害を最小限に留めるために必要不可欠であり、多数消防機関が一丸となって、組織的に活動するにあたり、無線のデジタル化が必用であるが、電波利用料を徴収された場合、財政難の消防機関では負担が大きく、膨大な経費が必要な無線のデジタル化の遅延する恐れがある。